

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成26年12月12日 午前9時59分～午後2時

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	永山伸一	委員	福田俊一郎
副委員長	中島由美子	委員	森永靖子
委員	上野一誠	委員	森満晃
委員	橋口博文		

○紹介議員

議員 佃昌樹

（請願第12号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書）

○その他の議員

議員 持原秀行

○説明のための出席者

市民福祉部長	春田修一	障害・社会福祉課長	徳留真理子
市民課長	榊順一	高齢・介護福祉課長	橋口浩文
環境課長	内田泰二	保護課長	小原雅彦
川内クリーンセンター所長	若松幸記	子育て支援課長	知識伸一
市民健康課長	穴野克己	主幹兼保育グループ長	平利朗
主幹兼健康企画グループ長	常盤美幸		
保険年金課長	中村真	税務課長	山口秀昭
主幹兼国保グループ長	前田隆盛	収納課長	枇杷繁

○事務局職員

議事調査課長	道場益男	議事グループ員	柳裕子
主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一		

○審査事件等

審査事件等	所 管 課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第8号 「寄田、久見崎海岸におけるウミガメの上陸、産卵、ふ化数の減少と川内原発の安全対策工事の因果関係」に関する陳情 (所管事務調査)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第165号 平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第175号 平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第164号 平成26年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 議案第168号 薩摩川内市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第130号 子ども発達支援センターつくし園の指定管理者の指定について 議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第12号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第166号 平成26年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第176号 平成26年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第129号 財産の無償譲渡について 議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課
手話言語法制定を求める意見書の提出について	—

△開 会

○委員長（永山伸一）ただいまから、市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めてまいります。

構成替え後、最初の委員会ですけれども、職員紹介は行わず、お手元に職員名簿があると思いますので御参照ください。

ここで、2名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合においても、委員長において随時許可します。

構成替え後、最初の委員会です。職員の皆さん方、どうかよろしく願いいたします。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（永山伸一）それでは、早速、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明をお願いします。

○環境課長（内田泰二）おはようございます。

それでは、初めに、一般会計補正予算第5回補正の歳出について説明をいたします。予算に関する説明書（第5回補正）の41ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費783万5,000円の減は、職員の異動等に伴う給与費の調整分によるものでございます。

次に、9目公害対策費450万円の減は、13節の委託料、環境測定調査業務委託の入札執行残の減額でございます。

次に、42ページの2項1目清掃総務一般管理費237万7,000円の減は、平成24年4月から入来・祁答院地域のし尿の運搬が、さつま町にお願いしていた分が、川内汚泥再生処理センター

に変更されたことに伴い、収集料金が上がった関係で、その差額分を調整助成金として収集業者に交付していたものでございます。これが本年7月にさつま町の料金が改定されたことに伴い、差額が解消されましたので、調整助成金の交付が不要となり、残額を減額するものでございます。

次に、6目し尿処理費、汚泥再生処理センター施設管理費でございます。2,850万円の増は、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の増加に加え、電気料金と物価指数が上昇したことによる維持管理運営委託契約に基づく処理委託費の増に伴うものでございます。

次に、一般会計補正予算第5回補正の歳入について説明いたします。

同じく説明書の15ページをお開きください。14款2項3目衛生手数料、廃棄物処分手数料121万7,000円の増額は、汚泥再生処理センターのし尿及び浄化槽汚泥の搬入量の増加に伴うものでございます。

以上で、第5回補正予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）それでは、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）汚泥再生処理センターの搬入量の増加について、少し詳しく説明いただきたいと思います。金額も2,800万円超えという大きな補正になっておりますので、説明いただきたいと思います。

○環境課長（内田泰二）施設自体は平成24年4月に稼働しておりますけれども、契約自体は平成21年4月に契約をしております。この維持管理運営委託契約の中で、処理量の実績増減、それと電気料、水道料金——公共料金等でございますけれども——それと、物価指数に1.5%以上の増減があった場合は委託料の見直しを行うという契約を当初で結んでおります。この関係で、今回、処理量を当初6万8,200キロリットルと想定しておりましたが、これが6,500キロ増加いたしましたして、7万4,700キロリットルとなっております。また、電気料金につきましては、燃料費調整制度——これは九電の制度でございますけれども、これに伴う料金のアップ。それと再生可能エネルギー発電促進付加金——これも九電の料金体系でございますけれども、これらの関係で平成21年当時と比べると電気料金も上がってい

るということ。それともう1点、物価指数でございますけれども、これは日銀の統計局が発表しております産業廃棄物処理に係る物価指数ですけれども、これは契約を結んだ時点では106.3でございました。これが平成25年度では108.2となりまして、1.9%の上昇ということで、当初の契約の1.5%を超えているということで、この分の委託料の見直しをしております。

それと、2,850万円の内訳でございますけれども、電気料金に係る増の分が約1,194万8,000円、それと処理量の増加に伴うものが1,227万8,000円。それと物価指数の変動に係るものが251万円。それに消費税を加えた額が2,850万円となっております。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎）物価指数、あるいは電気料金の値上げによる処理量の増加、今回の補正の半分を占める、これについてはなかなか予想がしにくいところもあるかと思いますが。ただ、この実際の処理量が1割ほどふえてますけれども。これについては、当初の予算に想定することができなかったのかどうかを説明もらいたいと思います。

○環境課長（内田泰二）処理量の増減に対しましては、人口の増加とか、そこらあたりから積算はしておりますけれども、今回に限っては、人口の増というのはほぼございません。

原因をちょっと探してみたんですけれども、工事関係、特に九電の安全対策工事等で数千名の方が川内に入ってきてらっしゃいます。そういった方は住民登録の変更等を恐らくされていないということで、そこらあたりの分でふえたのではないかとということで、私ども考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎）わかりました。

なかなか予算が組みにくい実態はわかりましたけれども、こういう状況の中で来年度の予算編成にもう入っていますけれども、予算の組み方というのはどういう考え方でもって予算を組んでいかれますでしょうか。

○環境課長（内田泰二）処理量については、当初の6万8,200キロリットルで組んでございます。

来年度をスタートさせて、また途中で処理量の

増等あれば、また年度末の補正で対応するというようなふうで考えております。

以上です。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

委員外はいらっしゃいませんね。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○環境課長（内田泰二）それでは、次に第6回の補正予算の歳出について説明いたします。

第6回補正予算の予算に関する説明書の21ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費142万9,000円の増は、人事院勧告に伴う給与費の調整分でございます。環境課分は以上でございます。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）委員長、引き続きよろしいですか。

○委員長（永山伸一）どうぞ。

○川内クリーンセンター所長（若松幸記）川内クリーンセンターです。

当センター分につきましては、予算に関する説明書22ページをお開きください。

4款衛生費2項清掃費5目ごみ処理費、クリーンセンター管理費の17万8,000円の増は、人事院勧告に伴う人件費調整分でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）当局の説明が終わりましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△陳情第8号 「寄田、久見崎海岸におけるウミガメの上陸、産卵、ふ化数の減少と川内原発の安全対策工事の因果関係」に関

する陳情

○委員長（永山伸一）次に、陳情第8号「寄田、久見崎海岸におけるウミガメの上陸、産卵、ふ化数の減少と川内原発の安全対策工事の因果関係」に関する陳情を議題とします。

陳情文書表については、事前配付してありましたので朗読を省略いたします。（巻末に陳情文書表を添付）

本陳情につきまして、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長（内田泰二）それでは、本市のウミガメの保護の状況について説明をさせていただきます。

資料ございませんので、よろしくお願いいたします。

本市では、川内地域の海岸部と下甕島の地域におきまして、ウミガメ保護監視活動を実施しております。監視員はそれぞれ6名ずつの合計12名で、毎年、ウミガメが上陸する5月中旬から8月の上旬にかけましてパトロール等を行っていただいております。ウミガメの上陸頭数や産卵の数、それと、唐浜と寄田海岸にウミガメふ化場を設置しておりますので、そちらへの卵の移設などが主な作業となっております。

本年度、川内地域の海岸、これは西方、湯田、網津、久見崎、寄田の五つの海岸でございますけれども、上陸した頭数が34頭、前年度比48頭の減となっております。うち、上陸して卵を産んだ頭数が25頭、これは対前年度比35頭の減となっております。

それと、県全体の数でございますけれども、先月、鹿児島県の自然保護課が発表しておりますけれども、鹿児島県全体の数字を見ますと、ウミガメが上陸する市町村が県内32市町村でございます。総数で上陸頭数が7,179頭、これが対前年度比1,359頭の減となっております。産卵頭数が4,313頭で増減が同じく720頭の減となっております。

中身をちょっと見ますと、屋久島町、南大隅町、東串良町、喜界町の4町が数が増加した町でございます。残り28の市町村は全て減少しております。

県の自然保護課によりますと、増減の原因は不明で、今後の推移を見守る必要があるというコメントをされております。

それと、本市に上陸するウミガメについて、ちょっと説明をさせていただきます。

ウミガメの種類で言いますと、アカウミガメでございます。これは、環境省のレッドリストというのがございますけれども、これの絶滅の危機が増大している種としまして、絶滅危惧の1のB類というのに指定されております。

日本は、北太平洋で唯一のアカウミガメの産卵地でございます。産まれたアカウミガメというのは、黒潮に乗りまして、ハワイ諸島からメキシコ太平洋岸まで広く分布しております。成長までには40年程度かかるとされております。

また、環境省の自然保護局生物多様性センターというのがウミガメの調査報告書をことし出しております。これは、2004年から2012年分の9年間の各地の調査などをとりまとめたものでございますけれども、これによりますと、ウミガメは成熟サイズになると日本の沿岸に太平洋側から帰ってきて、繁殖活動を行い、産卵をするとされております。産卵は、毎年行われるものではなく、1、2年の間隔が空くのではないかとわれております。この報告書によりまして、ウミガメの生態については不明な点が多く、摂餌——エサを取る海域ですけれども、これのエサの量によるものとされるような説もあるということでございますけれども、詳細については不明となっております。

以上が説明のほうでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）本陳情について説明が、ただいまありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）ウミガメの産卵についての全体的な数の中で、32市町村7,179頭、1,359頭減っているという理由についての因果関係等がわからないということで、自然保護課とおっしゃいましたっけ。調査をした結果、その要因がわからないということでしたが、その辺をもう1回詳しく説明いただきたい。

○環境課長（内田泰二）県の数字のとりまとめは、県の自然保護課のほうをやっております。

まず、薩摩川内市民のように自然保護監視活動、監視員を置いて活動をされている市町村が15市町でございます。そして、あとはボランティアで活動されている方々の数字をもとに、県がとりまと

めまして、毎年、ウミガメの産卵が終了した時期に報告をされます。新聞報道でもございました。

それで、数字をもう一回言いますと、上陸頭数は32市町で7,179頭、これは対前年度比1,359頭の減です。そして、産卵頭数は30市町村で4,313頭、同じく720頭の減となっております。

カメの種類でいきますと、ほとんどがアカウミガメで、6,450頭がアカウミガメでございました。アオウミガメというのが、これは薩摩川内のほうまでは上がってまいりませんけれども、これが585頭ほどおります。あとはちょっと不明ということでございました。

毎年、過去の数字をずっと見ていきますと、本年は昨年と比べまして1,359頭の減となっておりますけれども、過去にさかのぼりますと、平成23年に限りますと2,401頭の減、それとまた、あと2年さかのぼりますと、平成21年には4,200頭の減というようなふうで、一定はしていないという状況でございます。

ただし、先ほど言いました、生物多様性センターのウミガメ調査報告書の中を読みますと、1年ごとに増減を繰り返しながら、日本近海においては、若干、今のところは増加しているのではないかなというような説明も載ってはおりますけれども、その理由については詳細はわかっていないというようなことでございます。

以上です。

○委員（福田俊一郎） 説明を聞きますと、全体的には、とにかくウミガメの頭数は減ってきているけれども、生物多様性センターに言わせると、1年ごとにまたその増減は繰り返すということで、なかなかこの因果関係というのは難しいような気がします。

ちょっとまた様子を見ていったほうがいいのかもかもしれませんけれども。

以上です。

○委員（森満 晃） なかなか原因がわからないということで。これは多分ウミガメだけでなく、例えば、シラスだとか、チリメンだとか、相当激減している状態で、やっぱり地球温暖化だとか、海水温の上昇だとか、そういう全体的なものもあるのかという気もするんですけど、その辺はいかがでしょう。

○環境課長（内田泰二） 委員申されるとおり、

地球温暖化の影響というのも、全くないとは思えません。

それと、あと地球温暖化の関係で、台風も大型化しております。雨にしましても、集中豪雨的なものが各地で降っております。

カメも上陸して産卵しますと、カメは浜からちょっと離れて、海水がつかからないようなところに産卵するんですけども、そういった台風とか、大雨で水につかってしまっ、地中の温度が下がって産卵する数が減るとか、そういうのもあるというのは聞いております。

以上でございます。

○委員（橋口博文） 今、森満委員からもありましたが、私なんかは子どもを西方海岸にキャンプに行きよったです。昭和55年のころから、ずっと毎年行きよったわけですけども、そのころは、あそこにもウミガメが上がってきて産卵に来よったわけでした。最近は来ないわけですけども。

話が変わっていきますけれども、今、北海道でブリが物すごく上がったというテレビが出とったです。今まではなかったことが出てきてということは、やっぱり温暖化の現象で、私はそういう影響が出てきているというふうに。

この陳情書にも書いてありますけれども、原子力発電所の工事の関係でという、私はそれは全く関係はないと思っております。そういう水温が上がってきて、そういう現象やら台風が来たりして、大型の台風でカメの移動が、水温とかが変わって、そういうあれで減少していくんじゃないかというふうに。自然現象ですね。それによって減るんじゃないかというふうに考えます。それで、西方海岸もカメが来ないです。

○環境課長（内田泰二） 西方海岸は、ことしで見ますと6頭上がっております。6頭産卵しております。

以上でございます。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

それでは、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はござ

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、起立により採決を行います。

本陳情は、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（永山伸一）起立なしであります。

よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、陳情第8号に係る審査を終わります。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（内田泰二）それでは、続きまして環境課にかかわります所管事務の説明をいたします。

市民福祉委員会の資料の1ページをお開きください。初めに、菜生くんフェア、これは川内汚泥再生処理センターの施設開放デーでございます。これを実施いたします。川内汚泥再生処理センターの管理運営を行っております株式会社資源循環サービスでは、施設開放を実施するとともに、市制施行10周年記念イベントを開催いたします。日時は来年の1月25日、日曜日、午前10時から午後3時までとなっております。場所は同センター内でございます。主なイベントとしましては、下にチラシを書いてございますけれども、ステージショーや寄せ植え花鉢の無料配布、それと、MBCタレントの柴さとみさんにおいでいただきまして、ガーデニング講座等を実施する予定でございます。

続きまして、資料の2ページをお開きください。下甑地域のし尿・浄化槽汚泥の島外搬出についてでございます。1の概要でございます。現在、下甑島地域におきましては、し尿と浄化槽の汚泥をし尿収集許可業者が収集しておりますけれども、これを長浜にあります下甑環境センターで処理しております。このセンターでござい

も、施設の長期稼働によります老朽化や処理量が減ってきておりますので、非効率的な運転をしているところでございます。このため、昨年度、同センターの長寿命化計画を策定いたしましたけれども、この報告の中で島外搬出もあるということで、今般、川内の汚泥再生処理センターで処理するというところでございます。

2の施設の現状でございますけれども、下甑環境センターは、先ほども言いましたけれども、平成5年4月に稼働して22年目を迎えております。水槽類等の劣化が激しい状況でございます。

処理能力につきましては、この表にありますとおり、1日当たり6キロリットルできる施設でございますけれども、平成25年度の処理量は2.97リットルと、処理能力の2分の1以下となっております。

それと、3の島外搬出の流れでございますけれども、下甑島内の各戸をし尿収集許可業者が収集して回りまして、下甑の環境センターまで持ってくるという流れは今後も変更等はございません。

変更点としましては、この絵にもありますとおり、センターに集めたし尿等を10トンのバキューム車に積みかえまして、長浜港から貨物船で串木野港に運び、陸路、川内汚泥再生処理センターに搬入して処理するものでございます。

運ぶ回数でございますけれども、おおむね3日に1回程度の搬出となる予定でございます。

なお、実施は平成27年10月を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）では、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民課の審査

○委員長（永山伸一）次は、市民課の審査に入ります。

△議案第１５７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一） まず、審査を一時中止しておりました議案第１５７号平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○市民課長（榊 順一） おはようございます。市民課でございます。

議案第１５７号平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の３２ページをお開きください。２款３項１目戸籍住民基本台帳費は９８万７,０００円の増額で、１０月１日人事異動に伴う職員の人件費の調整となっております。

以上で説明を終わります。御審査よろしく願います。

○委員長（永山伸一） これより質疑に入ります。御質疑願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

委員外はいらっしゃいませんね。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第１６９号 平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一） 次に、審査を一時中止しておりました議案第１６９号を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○市民課長（榊 順一） それでは、議案第１６９号一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の１１ページをお開きください。２款１項１目一般管理費のうち市民課関係は、市民政策調整費が１１２万５,０００円の増額となっております。

資料は１３ページをお開きください。２款３項１目戸籍住民基本台帳費２２６万７,０００円の増額で、それぞれ職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う補正予算を計上してあるものでございます。

以上で説明を終わります。御審査よろしく願います。

○委員長（永山伸一） では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の調査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一） 次に、所管事務調査を行います。

説明をお願いいたします。

○市民課長（榊 順一） それでは、委員会資料の３ページをお開きいただきたいと思います。

消費生活等の総合相談の状況について、御説明をさせていただきたいと思いますが、本題の背景といたしまして、独立行政法人国民生活センターや消費生活センターに寄せられます苦情・相談の数というのは、依然として高い水準で推移しておりまして、近年はインターネット上のオンラインショッピングや出会い系サイトと、電子商取引に関する相談が多くなっている状況でございます。また、高齢者を狙って悪質な訪問販売業者が強引な勧誘や虚偽説明をしたり、次々と商品を送りつけたりする行為など、問題となっている。こういうことにございます。

このようなことから、本市の相談件数の推移、それから、主な相談内容、最近の相談の特徴を挙げまして、悪質商法等の未然防止や消費者意識の啓発のための出前講座等の取り組みについて、その現状を説明をさせていただきます。

まず、１の相談件数の推移でございますが、この相談件数は、独立行政法人国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターの寄せられる消費生活に関する苦情・相談の情報の収集を行ってまいす全国消費生活情報ネットワークシステムというのがございます。通称ＰＩＯ－ＮＥＴと呼ばれているものでございますが、これに登録された件数でございます。平成２２年度は６３６件、平成２５年度は６７１件、平成２６年度の１１月２０日現在で３２５件となっております。

相談件数が多かった平成２２年度は、ヤミ金、多重債務等の金融関係相談が１５５件と多かったこと等が挙げられます。平成２５年度は、健康商品と食料品関係相談が４８件と増加しており、また、各カテゴリーにおいても、インターネット通販でのトラブルがふえてきていることにあります。不当請求・有料サイト等の通信・運輸関係相談は、毎年度６０件前後と、年度を問わず相談の上位を

占めている状況にあります。

2に、平成26年度11月現在の主な相談内容を記載いたしました。不当請求や有料サイトの架空請求及びヤミ金・多重債務に関連した相談が上位を占めております。土地・建物や購入物品等に係る契約に関する相談もあとを絶たない状況となっております。

次に、3の本市の最近の相談の特徴といたしましては、2の相談内容でも申し上げましたが、インターネット通販やワンクリックなど、無料情報サイトの錯誤による架空請求、多重債務相談が多いこと。また、60歳以上の高齢者層の相談が全体の相談の6割程度と、依然として高い状況にあることが挙げられます。

このようなことから、安全な市民生活の確保のために、市ホームページ、広報紙に掲載、チラシの配布や講座・研修会などを開催しておりまして、悪質商法の未然防止、救済や消費者意識の啓発のために取り組んでおります。

4では、消費生活に係る出前講座等について、御紹介申し上げます。出前講座は、地区コミュニティ協議会、自治会、高齢者団体、社会福祉協議会、学校、特に中学校、高校になりますなど10名以上の団体グループの要請によりまして、市の消費生活相談員が講師として出向きまして、事例等を紹介した堅苦しさのない講座となっております。平成25年度から、年間20回の開催、1,000人の参加を目標に、あらゆる場でこの出前講座のPRに努めているところでございます。また、平成26年度から受講者のアンケートを取るようになりまして、消費生活相談窓口、その仕事内容や受講した方々の感想など、市民の意識を把握するようにして、今後の啓発のあり方や講座の組み立て等に役立てているものでございます。

これまでの啓発活動を継続しておりますけれども、被害に遭われる方は依然として多い状況ですので、受講者アンケートにある消費生活相談窓口やその仕事内容をどちらも知っている市民がどんどんふえるように、すぐに対処できる正しい消費者知識を持った市民の裾野を広げていきたいというふうに考えているところでございます。

5の専門家による相談でございますが、弁護士や司法書士の御支援をいただき、無料法律相談を行っております。弁護士相談は、県の弁護士会に委託をいたしまして、相続・土地・離婚・親権な

ど、法律全般について、毎月3回、1回当たり6名、1名30分の相談に当たってもらっております。司法書士相談については、県の司法書士会の川内支部にお願いし、主に多重債務問題について、毎月1回、1回当たり6名、1名30分の相談に当たってもらっております。開催日や申し込み方法につきましては、毎月、市の広報紙で市民の皆様へ案内しているところでございます。

子どもから高齢者までの幅広い層の消費者被害の防止、被害発見について、地区コミや自治会といった地域、消費者団体、消費生活相談員や教育の場、福祉の場、医療の場といったさまざまな場で、連携、見守りをしていくことが不可欠というふうに考えております。

「困ったときには一人で悩まず、まず相談！」をスローガンにしております。今後も消費者の被害防止のための啓発活動と、自立支援及び救済に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、消費生活等総合相談の状況について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一） これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃） 2点ほどお伺いします。

1番目の相談件数の推移ですけれども、平成26年11月20日現在で325ということで。これはその年度ということですが、あと4カ月ぐらいで前年までの600前後まで行くのか、それとも、ことしが少し減っているのかというのが1点。

それと、3番目の最近の相談の特徴で、無料情報サイトの錯誤による架空請求相談が多いということで。この辺で未成年者、中学生、高校生とか、その辺の相談があるのか。また、それに対して中学校、高校での何らかのそういう指導だとか、そういうのがあるのかの2点を。

○市民課長（榊 順一） まず、現在の状況から年度末の見込みですけれども、我々としては、前年度より減少するのではないかなというふうに見ております。ただ、相談が多いから少ないからということで、効果とかそういったのはわかりはできないと思うんですけれども。今の状況でいきますと、いろいろ講座とか開催しておりまして、そういう効果でそれぞれ皆さんが自覚していただいて、相談が減ってきているのではないかなというふうには考えているところでございます。

それから、2点目のワンクリック等についてのいろんな架空請求とかですけれども、特に、青少年からの直接の相談というのはそうないわけですが、親の方からの相談とかというのはございます。インターネットでの、特にクレジットカードを親のを使ったりとかして、そういったトラブルも起きてきておりますので、保護者の方々からの御相談というのは、若干ございます。

それと、そういうことを子どもたちにどういうふうにして教育していくかということにつきましては、現在、特に今、甕島のほうの中学生、特に3年生が島立ちということで、本土のほうに出てきて、いろいろ社会生活をしていくわけですけど、そういった子どもたちに対して、消費者講座を行っております。ことしも上甕と里のほうの学校のほうで講師を派遣しまして講座をやって、社会に出たらネット社会ということで、やはりいろいろ考えていかなきゃいけない時代になっているんだということを子どもたちにも教えるということをしておりまして。また、もう一つは、特にれいめい高校についても、毎年、出前講座とかっていうことでやっておりまして。高校生についても、そういったネット社会の危険性とかというのは十分説明をしながら、身を滅ぼさない生活ができるように教育という形でやっているところでございます。

以上でございます。

○委員（森満 晃）ということは、その出前講座の効果が出ているという方向性でよろしいでしょうか。

○市民課（榊 順一）そう思っております。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（森永靖子）相談員の方々に、よく市民相談があって取り次いでやっているんですが、相談員の研修の場というのはあるんですか。

○市民課（榊 順一）相談員、現在3名おりまして、3名がかわるがわるいろんな研修にも出ておりまして、全国国民生活センターが主催する県外での研修、いろんなトラブルの事例、相談の事例を挙げながら、弁護士の先生とか、そういった方々がやられる講座があります。それには、年間計画をつくりまして、参加をさせているところでございます。

また、県内でも消費生活相談員の19市の会議

等もございまして、それらが定期的に会もございまして、県の消費者生活センターもいろんな研修会を組んでおりますので、積極的にそういった研修会に参加をしていただいているところですが、いろんな最近のそういった情報、悪質商法の最新の情報を適宜やっぱり取り入れて、適切な相談対応ができるようにしているところでございます。

○委員（森永靖子）その際の予算は十分組んでありますか。

○市民課（榊 順一）予算は組んでございます。十分とおっしゃったんですけど、できるだけ多額の予算を使わないような形。例えば、九州内の出張とか、経費が安く上がって効果が上がるようなことで考えております。県内の研修には率先して参加していくというような姿勢でおりますので、そのように考えております。

○委員（森永靖子）私ども女性団体で婚活をやっているんですが、市のほうに申し込みがあったりして、連携を取りながらお世話になっているところですし、相談員の3名の方々が、そういう相談の方々のケアに回られるときに、自分も入りこんでしまって健康の状況が相談員の方々に害することがないようにお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○市民課（榊 順一）確かに今、森永委員がおっしゃったように、24時間ではないんですけど、結構相談件数も多くて、相談員さん3名で一生懸命やっておりますので、健康面には十分私のほうも注意しながら業務を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△市民健康課の審査

○委員長（永山伸一）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川

内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○市民健康課長（矢野克己） 市民健康課でございます。よろしくお願いいたします。

5回補正予算書の40ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度薩摩川内市一般会計でございますが、4款1項1目保健衛生総務費でございます。事項では、保健衛生一般管理費でございますが、職員の給与であります。人件費調整等に伴う補正でございます。内訳は、給料、職員手当等、共済費でございます。9月9日付で保健師が1名やめたということでございます。理由は、家庭の事情ということでございまして、その分の減額補正ということになっております。特定財源のところでは、701万2,000円ということでございますが、これは電源立地地域対策交付金を市民健康課の職員に充ててございますので、その分が調整として全額とちょっと違いますが、調整して減額になっております。

以上が、議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の市民健康課分でございます。よろしく御審査をお願いいたします。

○委員長（永山伸一） では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 欠員になった保健師の補充、あるいは仕事の事務負担についてはどういう具合にやっておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○市民健康課長（矢野克己） 補充の関係でございますが、年度途中ということもございまして、総務課のほうには一応要望はしてございますが、すぐ補充というわけにはいきません。本来ならば職員、その次は嘱託員ということで募集をかけますが、今のところ、保健師の嘱託員というものもすぐ見つかる状況でないということから、今は臨時職員を1名、これは保健師でないですけど補充をいただいております。あと、持っていた業務内容につきましては、その他の職員で分散してやっている状況でございます。

以上です。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） では、質疑は尽きたと認

めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第165号 平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（永山伸一） 次に、議案第165号平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○市民健康課長（矢野克己） 議案第165号平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算についてでございます。

5回補正予算書の163ページをお開きいただきたいと思います。

歳出のほうから御説明を申し上げます。2款1項2目医療用消耗器材費でございます。事項では、医療用消耗器材費、同じでございますが、内訳は、臨床検査・廃棄物処理件数の実績の見込みにより、増額補正をするものでございます。内訳としましては、臨床検査手数料業務の委託料、それから医療用廃棄物処理業務委託の分でございます。

続きまして、164ページをお開きください。2款2項2目給食用材料費でございます。事項では、入院給食材料購入費でございますが、入院患者の実績見込みにより、増額補正をお願いするものでございます。上甕診療所の分でございます。

次に、歳入でございます。

戻っていただきまして161ページをお開きいただきたいと思います。1款1項5目入院収入の一部負担金でございます。先ほど申し上げました入院給食材料費の診療収入を増額するものでございます。

162ページをお開きください。1款2項8目外来収入でございますが、後期高齢者診療報酬、これも同じく上甕でございまして、診療収入を増額するものでございます。

議案第165号平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算については以上でございます。よろしく御審査をお願いいたします。

○委員長（永山伸一） では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第169号一般会計補正予算を議題といたします。

説明をお願いします。

○市民健康課長（宍野克己）議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算でございます。

市民健康課の補正予算につきましては、21ページをお開きいただきたいと思います。4款1項1目保健衛生総務費でございます。事項、保健衛生一般管理費でございますが、6回補正につきましては、議案第167号の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う補正額を計上したものでございます。内訳としましては、給料、職員手当等、共済費でございます。

次に、事項、地域医療対策費でございます。これは、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金の増額でございます。これにつきましても、あともって出てまいります。議案第167号の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う補正額分の計上をしたものでございます。

以上で、議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の市民健康課分についてでございます。よろしく願いをいたします。

○委員長（永山伸一）では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第175号 平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第175号平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○市民健康課長（宍野克己）議案第175号平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算についてでございます。

歳出から説明いたしますので、6回補正予算書の104ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費でございます。事項も一緒でございますが、これにつきましても、先ほど一般会計と同じでございますが、議案第167号の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う補正額を計上したものでございます。内訳としましては、説明欄の給料、職員手当等、共済費でございます。

次に、歳入について説明をいたします。

戻っていただきまして103ページをお開きください。7款1項1目一般会計繰入金については、職員給与に係る経費として、一般会計からの繰入金の増額でございます。

議案第175号平成26年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算については以上でございます。よろしく願いをいたします。

○委員長（永山伸一）では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

説明をお願いします。

○市民健康課長（宍野克己）市民福祉委員会資料でございます。本編のほうの4ページから8ページにかけてでございます。

4ページのほうでございますが、いきいき薩摩川内ヘルシーメニュー提供事業についてでございます。目的としましては、仕出し業者や飲食店、惣菜販売でヘルシーメニューを提供する「いきいき薩摩川内ヘルシーメニュー提供店」を登録して、健康な食生活を送るための登録店の情報発信等を行うことにより、市民の健康づくりの取り組みを支援しようとするものでございます。もって、治療中の方々の重症化予防を支援したいということでございます。

参考で囲みがございますが、本市の健康状況と申しますか、糖尿病またはその予備軍につきましては、約5人に一人がその対象ではないかということでございます。また、脳卒中の死亡率につきましては、平成24年度の人口10万人当たりの死者数、ここで全国を100としてございますが、少し修正をさせていただきまして96.5に修正をお願いいたします。鹿児島県が142.4でございますが、鹿児島県も全国からすれば高いほうでございますが、薩摩川内市につきましては、さらに高く170.4ということで。主には減塩、塩ですが、そういったことが理由ではないかというふうに思っております。

2番目に募集店舗でございます。飲食店、それから弁当・惣菜店等でございます。

内容につきましては3番目にございますが、エネルギーが大体600キロカロリー以下、塩分が3グラム以下と。ご飯の量につきましては、男性、女性、括弧書きでございますとおり、1日の摂取の量が若干違いますので、ご飯の量で調整ができるようになっております。

それから、（2）番目で、野菜たっぷりメニューということで、野菜1日350グラム摂取運動に対応した内容ということでございまして、このほうも提供をしてもらおうということになっております。登録の方法につきましては、本年の6月10日に説明会を開催いたしまして、川内市医師会の理事でございます帖佐先生のほうに講演、講師の依頼をしたところでございます。そして、

7月1日から登録の開始をしまして、今現在に至っておりますが。ページで申しますと8ページのほうに今現在の登録店ということで掲げてございます。飲食店につきましては4店舗、左のほうでございます。お弁当・惣菜につきましては右のほうということで、5店舗でございます。全て税込み価格ということで、このチラシをそれぞれのお店等に掲示をしていただいております。

今、5ページから7ページにつきましては、ちょっとカラーでないんですが、本物はカラーでございますが、それぞれのメニュー、弁当の内容の掲載をしたものでございます。

そのほか、啓発といたしまして、平成27年度には、予定でございますがガイドブックを作成する予定ということ。それから、登録店に対してわかりやすいマーク、ポスター等を掲示したいというふうに考えてございます。そのほか、いろんなイベントやホームページに等にて周知したいと。今現在の登録店の数がまだ少ないわけでございますが、話をしている、登録しようかと思っている店舗等も若干ございますので、さらに引き続きお願いをして、広げていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）今、説明をいただいた分も含め、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）済みません。このヘルシー弁当はいろいろメニューがあるようですが、市役所の1階に12時ごろお弁当の販売が来ますけど、これに何か入っている分があるんでしょうか。

○市民健康課長（宍野克己）今のところは……。

○委員長（永山伸一）課長、いいですか。

○市民健康課長（宍野克己）では、グループ長に。

○主幹兼健康増進第2グループ長（常盤美幸）小僧寿しさんが、もともと市役所販売をされていたというところで。ヘルシーメニュー表示をしていただいて、小僧寿しさんの分については、市役所のほうでも販売できるようになっております。

○委員（森満 晃）できれば、市役所のほうから、職員の方から健康になられて広めていただければ、またいいのかという思いです。

○市民福祉部長（春田修一）今、委員おっしゃ

いますとおりでございまして、私どももポータルに載しているのは当然なんですけど、部長・所長会議、あるいはその中でも ― 全国平均と比べて非常に高いというようなこと等から、食環境について注意を払っていただきたいと。利用促進を図っていただきたいということで ― 周知を図っているところでございます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△保険年金課の審査

○委員長（永山伸一）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）保険年金課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算の保険年金課分について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書の40ページをお開きいただきたいと存じます。4款1項5目国民健康保険対策費47万4,000円の減額補正につきましては、10月の人事異動に伴います人件費調整でございます。

続きまして、41ページをお開きください。同款同項7目後期高齢者医療対策費5万1,000円の増額補正につきましては、平成24年度分の鹿児島県後期高齢者医療広域連合市町村療養給付費負担金に関しまして、再精算により負担金が確定したことによります国庫支出金等精算返納金でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前に返っていただきまして24ページをお開きください。

21款5項4目雑入のうち、保険年金課分につ

きましては1,585万2,000円でございます。平成25年度分の鹿児島県後期高齢者医療市町村給付負担金の確定による還付金であり、今回受け入れるものでございます。

以上で、一般会計補正予算に係る保険年金課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一）では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第164号 平成26年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第164号平成26年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○保険年金課長（中村 真）議案第164号平成26年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

説明につきましては、本来、予算に関する説明書のほうですべきではございますが、139ページから154ページまでと多ページにわたりますので、市民福祉委員会資料の9ページに一覧表に取りまとめてございます。こちらの資料のほうで説明をさせていただきたいと存じますので、御了承くださいますようお願いいたします。

また、歳入に関しまして、1款国民健康保険税に関しましては、後ほど税務課から説明をさせていただきます。

資料の9ページをお開きいただきたいと存じます。ここで、大変申し訳ございませんが資料の訂正をお願いいたします。歳入の1款1項国民健康保険税のうち、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、2目になりますので、資料では数字が1になっております。大変申しわけありませんが、2に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らさせていただきます。まず、歳出について説明いたしますので、資料の下段の表をごらんいただきたいと存じます。1款1項1目一般管理費につきましては、高額療養費制度改正に伴う限度額認定証の更新等に係る消耗品費、印刷製本費等について増額の補正をお願い

するものでございます。

次に、２款１項１目一般被保険者療養給付費につきましては、医療費額が今後増になる見込みから増額の補正を、同款同項２目退職被保険者等療養給付費につきましては、被保険者の減少による医療費の見込み減から、減額の補正をお願いするものでございます。

次に、３款１項１目後期高齢者支援金から、６款１項１目介護納付金までにつきましては、それぞれ納付額の確定による減額の補正をお願いするものでございます。

次に、１１款１項３目償還金のうち、国庫支出金等精算返納金につきましては、平成２５年度分実績報告による超過交付分の精算として返納する分を増額するもので、療養給付費交付金精算返納金につきましては、追加交付があったことから、当初予定していたものを減額するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、上段の表に返っていただき、１款１項１目一般被保険者国民健康保険税及び同款同項２目退職被保険者等国民健康保険税については、税務課から説明をさせていただきます。

○税務課長（山口秀昭） それでは、税務課・収納課所管にかかわります補正予算について御説明いたします。

税務課分は歳入の表の一番上、国民健康保険税の欄になります。１款国民健康保険税１項国民健康保険税１目一般被保険者国民健康保険税、２目退職被保険者等の現年度分について、世帯数、また人数の減少、平成２６年度税制改正によります低所得者に係る税の軽減対象の範囲の拡大等によりまして、それぞれ実績見込みより減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

○保険年金課長（中村 真） それでは引き続き説明をさせていただきます。

次に、４款１項１目療養給付費交付金につきまして、現年度分については、交付決定による減額であり、過年度分につきましては、平成２５年度分の交付金の額の確定による増額で、これらを通算して減額の補正でございます。

次に、５款１項１目前期高齢者交付金につきましては、交付決定による減額でございます。

次に、１０款１項１目療養給付費交付金繰越金

については、平成２５年度の精算金が追加交付のため減額するもので、同款同項２目その他繰越金については、平成２５年度決算により繰越金が確定したことによります、増額補正でございます。

以上で、薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算に係る説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一） では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第１６８号 薩摩川内市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（永山伸一） 次に、議案第１６８号薩摩川内市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明をお願いします。

○保険年金課長（中村 真） 議案第１６８号薩摩川内市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

平成２６年第６回薩摩川内市議会定例会、議案つづりその５の１６８－１ページをお開きいただきたいと存じます。

本条例改正の提案理由につきましては、先日、議会本会議におきまして、部長から説明のあったとおりでございます。

改正する条例の内容については、次のページをお開きください。第６条、出産育児一時金の額を改定するもので、改定内容については、議会資料

を提出させていただいておりますので、議会資料のほうで説明させていただきたいと存じます。議会資料をお開きください。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。議会資料。ワンペーパーです。

○保険年金課長（中村 真）それでは、説明に入らせていただきます。

健康保険法施行令が去る１１月１９日に公布され、平成２７年１月１日からになりますが、これから施行されることにより、出産育児一時金の支給額を、現行の３９万円から４０万４、０００円に改めようとするもので、これに産科医療補償制度に参加している医療機関で分娩をした場合は、掛金を上乗せしております。

この掛金は、３万円を超えない額ということでこれまで限度額の３万円で、出産育児一時金としては、実質的に４２万円を支払ってきております。

今般、この掛金の額の見直しがございまして、３万円から１万６、０００円になったことから、本来であれば一時金が減額されるところではございますが、分娩にかかります費用が増加傾向にあることから、実質的に被保険者に支払います額を４２万円のまま据え置かれることとなったことによるものでございます。

なお、死産などの場合には、３９万円の支給だったものが４０万４、０００円となることから、増額分につきまして、市の持ち出し分がふえることになり、これを平成２５年度に当てはめて試算した場合は、資料に掲載してありますとおりでございます。

平成２６年度につきましては、現行予算の中で対応することとしているところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一）それでは、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠）医療制度に参加している医療機関で分娩した場合、この参加している医療機関というのは、大体、本市においてどれぐらいあるんですか。

○保険年金課長（中村 真）参加していない医療機関はないということで、市内の医療機関は全て入っているということでございます。

以上です。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（中島由美子）保険料が現行３万円だったものが１万６、０００円に掛金下がったということで、保障の内容というのは下がらないんですよね。そのまま、ちゃんと３万円のときと同じ保障があるのかどうか。

○保険年金課長（中村 真）ただいまの御質問でございますが、私がこの保険の見直しに関しまして情報等の中で見る限りでは、保障金額が下がるとか、そういったのはないというふうに認識しております。

詳細については、グループ長のほうから説明させます。

○主幹兼国保グループ長（前田隆盛）保障の内容につきましては、逆に充実をされております。

どうしても産科医療補償の掛金下がった内容というのが、その対象児が少なく、支出が少ないという観点から下げられました。その関係で掛け金を下げるものと、あと保障の内容が充実をされております。

以上です。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第１６９号 平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第１６９号平成２６年度薩摩川

内市一般会計補正予算を議題といたします。

説明をお願いします。

○保険年金課長（中村 真） それでは、議案第 169 号平成 26 年度薩摩川内市一般会計補正予算、第 6 回補正の保険年金課分について御説明いたします。

この補正につきましては、国家公務員に係る一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の公布に伴うものでございまして、歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書の 17 ページをお開きいただきたいと存じます。

3 款 1 項 4 目国民年金費 16 万 8,000 円の増額補正及び 21 ページをお開きいただきたいと存じますが、4 款 1 項 5 目国民健康保険対策費 13 万 5,000 円の増額補正につきましては、先ほども申しましたように、今回の補正理由によるものでございます。

以上で、一般会計補正予算、第 6 回に係ります保険年金課の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永山伸一） では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一） 次に、所管事務調査を行います。

説明をお願いします。

○保険年金課長（中村 真） それでは、所管事務調査としまして、委員会資料に基づき説明をさせていただきますので、市民福祉委員会資料の 10 ページをお開きいただきたいと存じます。

1、国保改革の動向とありますように、国民健康保険制度の改革に関しまして、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法に基づきまして、現在、国のほうで協議・検討が進められておりますが、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議会の中で、中間整理ということで改革の方向性が出てきておりますので、その概要につい

て、説明させていただきたいと存じます。

まず、（１）協議事項にありますように、大きくは二つの項目になりますが、①国保の財政上の構造問題の解決に向けた方策と、②国保の運営に関する都道府県と市町村の役割分担のあり方について、論点がまとめられてきております。

（２）の今後の進め方とありますが、年末までをめどといたしまして結論を得て、必要な法律案を平成 27 年に開会されます通常国会に提出することを目指すことになっておりますが、御存じのとおり、衆議院議員選挙がございますので、この日程についても遅れるところが出てくるのではないかと想定しているところでございます。

次に、（３）財政上の構造問題の解決に向けた方向性では、①保険料負担の軽減・伸びの抑制では、一体改革において、方針の決まっている低所得者対策のうち、いまだに実現していない保険者支援制度の拡充の早期・確実な実施、これに加え、さらなる追加公費投入の実現、予期せぬ給付増や保険料収納不足といった財政リスクを分散・軽減するための制度的対応が検討されております。

次に、②財源等につきましては、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入した場合に生じる国費の活用の検討を含め、予算編成過程を通じた財源確保の努力、地方の最終判断に支障を来さないよう、できる限り早期に追加公費の規模・財政基盤強化策を提示するなどの対応が検討されております。

次に、（４）国保の運営に関する都道府県と市町村の役割分担の方向性については、まず、①財政運営と保険料の賦課・徴収の基本的な仕組みでは、財政運営を都道府県が、市町村は都道府県が定めます分賦金を納付しますが、この分賦金を納付するために必要な保険料を定め、保険料を賦課・徴収する方向に議論が集約されてきており、次の②保険給付・資格管理・保健事業の役割分担では、保険給付、資格管理については検討中。保健事業については、市町村で行うということで議論が集約されてきているようでございます。

現在の状況は、ただいま説明しましたようなところでございまして、今後についても情報収集をしていきたいというふうを考えておりますが、市町村としましては、現在、実施している事業内容よりも実質的には業務が増えそうな様子も見えてきておりますので、今後、十分注視していきたい

ということで考えているところでございます。

続きまして、2で、定例で報告をさせていただいております、短期被保険者証・資格証明書の交付状況につきましては、国民健康保険、後期高齢者医療保険、それぞれ10月末現在を記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、保険年金課に関する事項について説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（永山伸一）では、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。よろしいですか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員からはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（永山伸一）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第130号 子ども発達支援センターつくし園の指定管理者の指定について

○委員長（永山伸一）まず、議案第130号子ども発達支援センターつくし園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）障害・社会福祉課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第130号子ども発達支援センターつくし園の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案つづりその2の130-1ページ、130-2ページ、並びに議会資料をごらんください。

つくし園につきましては、平成17年9月から社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会が指定管理者として管理、運営してまいりましたが、平成27年3月末日をもって期間が満了することから、新たに平成27年4月から平成30年3月末までを指定期間として指定するものでございます。

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会の概要

につきましては、議会資料1、2ページのとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員からはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

では、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算について、御説明いたします。

歳出から説明いたします。

予算に関する説明書の34ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉管理運営費は、職員給与費の調整でございます。

次に、2目身体障害者等福祉費の障害者（児）自立支援事業費は、障害者自立支援給付費の実績見込みによる減額補正及び障害者自立支援給付費等国県負担金、障害者総合支援事業補助金の確定による精算返納金でございます。

重度心身障害者医療費助成事業費は、重度心身障害者医療費助成事業費実績見込みによる減額補正でございます。

障害児通所支援事業費は、放課後等デイサービ

ス事業実績見込みによる増額補正及び障害児通所給付費等国県負担金確定による精算返納金でございます。

次のページ、3目地方改善対策費は、職員給与費の調整でございます。

次に歳入でございます。

予算に関する説明書の16ページをお開きください。15款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費実績見込みによる国庫負担金の減額補正でございます。

同じく3節児童福祉費負担金は、放課後等デイサービス事業実績見込みによる増額補正でございます。

次に18ページをお開きください。16款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費実績見込みによる県負担金の減額補正です。

同じく3節児童福祉費負担金は、放課後等デイサービス事業実績見込みによる増額補正です。

次に、19ページをお開きください。16款2項2目民生費補助金、1節社会福祉費補助金は、重度心身障害者医療費助成事業費実績見込みによる県補助金の減額補正です。

続きまして、予算に関する説明書の8ページをお開きください。子ども発達支援センターつくし園の指定管理の指定に伴い、指定管理料の債務負担行為を設定するものです。設定期間は平成27年度から平成29年度までといたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子）議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明いたします。

予算に関する説明書の17ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、同じく2目身体障害者等福祉費、同じく3目地方改善対策費は、全て人事院勧告に基づく職員給与費の調整でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

〔紹介議員着席〕

△請願第12号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

○委員長（永山伸一）次に、請願第12号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

請願文書表については、配付しておりましたので朗読を省略します。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、紹介議員に出席いただいておりますので、佃議員のほうに説明をお願いいたします。

○議員（佃 昌樹）まず、委員長。ちょっと、資料を配りたいんだけど。

○委員長（永山伸一）資料があるわけですね。書記をお願いします。

〔資料配付〕

○議員（佃 昌樹）一応、紹介議員ということでありますので、概略について。説明は不要かと思いますが。

今、配った資料は、これは今までに意見書を政府に上げた、そういったところです。鹿児島県も既に県議会で意見書を上げておりますし、鹿児島市を初め、県内においても幾つかの市町村が意見書を上げております。

それから、皆さん御存じだと思いますけれども、ここに市議会旬報というのを。これはみんな配っ

てあるんです。この中にも手話言語法の制定、8月から10月分の可決分ちゅうことで、意見書・決議で最も多かったものが、手話言語法の制定で、この期間で189件。前回に引き続き最多だったということで、全ての意見書で手話言語法を制定するよう求めていると。全国的なことでもあります。

私も何回か手話のサークルの方とか、それから、手話をやられているろう者の方とか、そういった方々がボランティア活動で手話の普及に努めていらっしゃいました。その現場にも何回か行きましたし、また、手話についても生涯学習の中で取り上げられていることもあります。

サークルとしては一生懸命頑張っているんですが、何せ手話を言語とするということが認められていなかったわけですので、それが言語として認めるということになりました。言語ですから、音声を発する私たちと同じように手話でしか話ができないわけです。ろう学校があるじゃないかと言うけれども、ろう学校では口話法教育。口の動きで何をしゃべっているかということを読み取っていくということなんです、なかなか難しいということでもあります。

ろう者については、やはり手話しかないんじゃないかということで、手話を言語としてやりたいと。例えば、難しいのは病院に行ったら。例えば、腹痛で病院に行ったら、キリキリ痛いとか、ジーンとした痛さとか、ドクドクした痛さとか、そういう表現が非常に難しいんですね。

だから、皆さんの中で、やはり手話をある程度理解して、手話が言語として広まることによって、そういった環境づくりをしていただきたいというのが、今回のこの手話言語法の意見書提出のものであります。

そういうことで、簡単に説明をいたしましたけれども、ほとんどの市区町村がこの件については意見書を上げている実態もあります。そういったことで、私たちの薩摩川内市にも、ろうあ者がたくさんというわけでないけれども、いらっしゃいます。そういったことを勘案しながら、ぜひ意見書を上げていただきたいということでもあります。

以上です。

○委員長（永山伸一） ありがとうございます。

ここで、当局から本請願について補足説明ありましたらお願いします。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子） それでは、ここで本市の現状について説明させていただきます。

聴覚に障害があつて身体障害者手帳を持っておられる方の数は、ことし4月現在543名でございます。私どもの課には、平成16年から手話通訳業務嘱託員を配置しておりまして、窓口対応ほか、市内、市外への出張通訳業務を担っております。

また、地域生活支援事業として、手話奉仕員派遣事業にも取り組んでおりまして、自治会の総会や病院の受診、お子さんの入学式・卒業式など、聴覚障害者の方々の派遣申請に対応しているところでございます。昨年度の派遣実績は、延べ82人で行いました。

また、同じく地域生活支援事業として、手話通訳者、手話奉仕員の育成にも取り組んでおります。手話通訳者養成講習会の受講者は、昨年度実績15人、手話奉仕員の要請講習会の受講者の実績は47人となっております。

以上でございます。

○委員長（永山伸一） それでは、これより紹介議員に対する質疑も含めて、質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠） 質疑というよりは、本当、大事なことだというふうに思います。

この間も、皇族もやっぱりこの大会に出ていかれて、必要性とか、大事なこともおっしゃっていただき、地域環境をこういう人たちのためにもつくってあげることが、そういう制度を確立していくことが非常に大事なことだというふうに思いますので、これは討論みたいになるんですが、やはりそういう整備は非常に必要かというふうに思います。

それで、今、市のほうも手話のできる職員体制というのをつくっていらっしゃるようですし、現段階で、行政とか、今やっていらっしゃる範囲の中で十分な対応ができているかどうか。そういう手話育成という形から見ると、薩摩川内市においては540何名の方々を含めて、行政として、今の状況はしっかり対応ができているかどうか、その状況を教えてください。

○委員長（永山伸一） 当局への質問ですね。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子） 現在、嘱託職員としては1名配置しておりますが、手話

通訳者が薩摩川内市に現在3名いらっしゃいます。養成につきましては、市内の方の養成にはその3名と、プラスして県に委託をいたしまして、県内から通訳者に来ていただいている状況でございます。

私どもの希望といたしましても、より手話通訳者としての育成を、また力を入れていきたいと思っております。奉仕員の方から通訳者へとランクアップをしていただきたいというふうに思っているところでございます。

○委員（上野一誠） そこで紹介議員にちょっとお尋ねですが、会長であられる福元会長いらっしゃって、この地域をまとめていらっしゃるんですけども。実際、協会は協会としていろいろ動いていらっしゃる中で、ろうあ者の方々が普段行動されるに当たって、やっぱり不備を感じる、不便を感じる部分というのはいっぱいいらっしゃると思うんですが。そういう声として、今、何か思いが聞かれていたらちょっと教えていただきたい。

○委員長（永山伸一） 紹介議員のほうでよろしいですか。

○議員（佃 昌樹） 例えば、今回この請願を受けるときに、やはり私とその会長と二人だけでは意思疎通ができません。私自身が手話を理解していないということがあって。だから、どうしたって間に手話ができる人が入って、日本語にかえて私に伝えるといったような、そういった手間をやらんにやいかん。

それともう一つは、私も手話をずっと見てきたんですが、年を取ってから覚えられない。全く覚えられない。やっぱり幼稚園とか、幼児期からそういうものに触れさせていく環境づくり、これがやっぱり一番大事だというふうには感じます。

そういった意味では、できるだけ早い時期に手話に触れさせていくようなことが、ろう学校を含めて、社会的に必要なってくるんじゃないかというふうには思っています。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） では、質疑は尽きたと認めます。

紹介議員に対する質疑はこれで終了します。佃議員には本委員会に出席いただきましてありがとうございました。どうも御苦労さまでした。

〔紹介議員退席〕

○委員長（永山伸一） ちなみに、お手元に県内の手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願、または陳情の状況、お示ししてございますので御参照ください。

それでは、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本請願は、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 御異議なしと認めます。

よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

なお、意見書の提出の発議については、後ほど協議しますので御承願います。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一） 次は、所管事務調査を行います。

補足説明があればお願いします。

○障害・社会福祉課長（徳留真理子） それでは、委員会資料の別冊資料1をごらんください。

第2期薩摩川内市地域福祉計画策定に係るパブリックコメントの実施について御説明いたします。

社会福祉法の規定に基づく第2期薩摩川内市地域福祉計画策定に当たり、パブリックコメントを実施するものでございます。

薩摩川内市地域福祉計画は、薩摩川内市総合計画の下に位置し、本市で暮らす全ての市民を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活が送れるような地域福祉の理念を記す計画でございまして、5年ごとに策定することとされております。

今回は、薩摩川内市福祉協議会が策定する民間の活動行動計画でございます地域福祉活動計画と策定期限を合わせ、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間として策定するものでございます。策定に当たりまして、地区コミュニティ

協議会や社会福祉事業関係者の代表、並びに学識経験者と15名の委員で構成されております地域福祉推進委員会において御協議いただくとともに、今後の本計画の進行管理につきましても、この地域福祉推進委員会にて評価いただくことといたしております。

計画の21ページにありますように、全ての市民が住み慣れた地域でお互い支え合い、安心して健やかに暮らせるまちづくりを基本理念とし、四つの基本目標を掲げております。

パブリックコメントの実施期間は、今月12月23日から来月1月23日までを予定しており、広く市民の皆様方から御意見をお伺いしたいと考えております。

続きまして、委員会資料の別冊資料2をごらんください。第4期薩摩川内市障害福祉計画策定に係るパブリックコメントの実施について御説明いたします。

障害者総合支援法の規定に基づく第4期薩摩川内市障害福祉計画策定に当たり、パブリックコメントを実施するものでございます。

障害福祉計画は、薩摩川内市障害者計画の実施計画と位置づけられ、3年ごとに策定することとされております。今回は、平成27年度から平成29年度を計画期間として、第4期計画を策定するものでございます。国の基本方針に基づいた数値目標の設定が主な内容となっております。

パブリックコメントの実施期間は、先ほどと同じく12月23日から1月23日を予定しているところでございまして、サービス利用者の方々などから広く御意見をお伺いしたいと考えております。また、今回は策定委員会は設置しておりませんが、これまで自立支援協議会の五つの専門部会及び自立支援協議会で御審議をいただいているところでございます。

続きまして、委員会資料の本編の12ページをお開きください。薩摩川内市障害者虐待防止センターについて御説明いたします。

平成24年10月、障害者虐待防止法の施行に伴い、障害・社会福祉課内にセンターを設置。そして、昨年の4月から基幹相談支援センターに業務委託し、現在、24時間体制で相談・通報等に対応しているところでございます。

相談・通報等の受付状況でございますが、この表には虐待を受けた方の障害の種別、受けていた

虐待の種別、そして、虐待した側の種別を示しております。今年度は4月から11月までの8カ月間に、既に14件の相談・通報が寄せられておりまして、うち2件を虐待認定しております。

今回、ここに課題として示しておりますが、市といたしましては、基幹相談支援センター、鹿児島県及び警察、労働基準監督署など、関係機関との連携により日々対応しておりますが、虐待と認定されない案件でも解決困難な事例が多く、支援を完結できるケースは少ないため、継続して支援を行う必要がございます。

今後とも、障害者虐待の理解と虐待防止センターの周知、広報及び相談支援体制の充実、並びに関係機関のネットワークの強化に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）では、今、説明があった分を含め、所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。ありがとうございました。

ここで休憩します。

再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時56分休憩

~~~~~

午後 0時59分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）休憩前に引き続き会議を開きます。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（永山伸一）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、

高齢・介護福祉課分について御説明をいたします。  
各会計の提案理由につきましては、本会議で説明  
のとおりでありますので省略させていただきます。

最初に歳出から説明をさせていただきますので、  
予算に関する説明書の36ページでございます。

3款2項2目老人措置費では2,405万  
3,000円の増額でございますけれども、内容に  
つきましては、養護老人ホーム入所者の増に伴い  
ます増額補正でございます。

次に、同項3目介護保険対策費では623万円  
の減額補正でありますけれども、19節負担金補  
助及び交付金では、国の内示に伴います地域介  
護・福祉空間整備等事業費を減額いたしまして、  
28節繰出金では介護給付費の不足が予想される  
ため、介護保険事業特別会計繰出金を増額するも  
のでございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

14ページをお開きください。13款2項1目  
民生費負担金につきましては、養護老人ホーム入  
所者の増に伴います増額でございます。

次に、17ページをお開きください。15款  
2項2目民生費補助金については、国の内示に伴  
います地域介護・福祉空間整備等交付金の減額で  
ございます。

以上で、一般会計に係る説明を終わります。よ  
ろしくお願いいたします。

**○委員長（永山伸一）**では、これより質疑に入  
ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）**質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第166号 平成26年度薩摩川内  
市介護保険事業特別会計補正予算

**○委員長（永山伸一）**次に、議案第166号平  
成26年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正  
予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）**それでは、  
議案第166号介護保険事業特別会計補正予算に  
ついて説明をさせていただきます。

最初に歳出から説明させていただきますので、  
予算に関する説明書の176ページをお開きいた  
だきたいと思います。

1款1項1目居宅介護サービス費の増額補正は、  
地域密着型介護老人福祉施設の増に伴います増額  
でございます。

次に、177ページをお開きください。1款  
5項7目特定入所者介護サービス等費につきまし  
ては、低所得者の要支援者が短期入所サービス費  
を利用した場合、食費、居住費について補足給付  
として支給するものでございますけれども、不足  
が生じる恐れがあるため、増額するものでござい  
ます。

次に、178ページをお開きください。4款  
1項1目介護給付費準備基金積立金につきまして  
は、前年度の繰越金が確定したため、増額するも  
のでございます。

次に、179ページをお開きください。6款  
1項1目第1号被保険者保険料還付金につきまし  
ては、過年度分の介護保険料の還付について不足  
が生じるため、増額補正をするものでございます。

次の同項2目償還金につきましては、平成  
25年度分介護給付費確定に伴います国庫支出金  
と精算返納金の増額でございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

171ページをお開きください。4款1項1目  
介護給付費負担金と、172ページの5款1項  
1目介護給付費交付金と、173ページの6款  
1項1目介護給付費負担金の1節の現年度分と、  
次の174ページの9款1項1目一般会計繰入金  
につきましては、地域密着型サービス給付費及び  
特定入所者介護予防給付費の増額に伴いますそれ  
ぞれの負担割合に応じて増額するものでございま  
す。負担割合につきましては、国が20%、支払  
基金につきましては29%、県と市がそれぞれ  
12.5%ずつとなっております。

171ページと172ページの2節過年度分  
につきましては、平成25年度介護給付費支給実績  
確定に伴い追加交付となったため、増額補正する  
ものでございます。

次に、175ページをごらんください。10款  
1項1目繰越金の増額につきましては、前年度繰  
越金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いい  
たします。

**○委員長（永山伸一）**これより質疑に入ります。  
御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、一般会計補正予算、第6回分の高齢・介護福祉課分につきまして御説明をいたします。

予算に関する説明書の18ページをお開きください。まず最初に、歳出のほうから説明をさせていただきます。

3款2項1目老人福祉総務費、同じく3目介護保険対策費、同じく4目養護老人ホーム費、5目特別養護老人ホーム費の増額補正につきましては、職員の給与改定に伴います増額でございます。

続きまして、歳入についてでございますけれども、9ページをお開きください。

21款5項4目雑入につきましては、派遣職員の給与改定に伴います増額で、社会福祉協議会からの給与分の収入でございます。

以上で、一般会計に係る説明を終わります。

○委員長（永山伸一）では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第176号 平成26年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、議案第176号平

成26年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、予算に関する説明書の114ページをお開きください。歳出で、3款2項1目介護予防ケアマネジメント事業。113ページ、歳入につきましては、9款1項1目一般会計繰入金の増額につきましては、同じく職員の給与改定に伴います増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

補足説明をお願いします。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）それでは、高齢・介護福祉課の所管事務について説明をさせていただきます。

市民福祉委員会資料本編の13ページをお開きください。

介護保険制度改正の主な内容についてでございます。

介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的な考え方といたしまして、以下の2点について改正が行われ、順次、施行されてまいります。

まず1番目の地域包括ケアシステムの構築でございますけれども、高齢者が住み慣れた地域で生

活動を継続できるようにするために、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ることとされ、

(1) ですが、サービスの充実で、ア、在宅医療・介護連携の推進。イ、認知症対策の推進。ウ、地域ケア会議の推進。エ、生活支援サービスの充実・強化でありますけれども、本市におきましては既に取り組みを現在始めているところでございます。

(2) 重点化・効率化では、ア、新しい介護予防・日常生活支援総合事業で、全国一律の介護予防給付（訪問介護と通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行いたしまして、多様な担い手による多様なサービスの提供が行われるようにするためのものでございます。

また、イといたしまして、特養入所者の重点化で、特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定するものでございまして、さきの本会議でも質問がありましたけれども、原則、要介護3以上になった場合でも、真に入所が必要な方に対しては大きな影響がないものと考えているところでございます。

2の費用負担の公平化であります。低所得者の保険料軽減が拡充され、また、保険料上昇をできる限り抑えるために、所得や資産のある人の利用者負担が見直されています。

(1) で、「低所得者の保険料軽減を拡充」でございすけれども、市民税非課税世帯について、従来の公費負担とは別に公費を投入し、負担軽減を図ることとしております。

(2) 重点化・効率化、アで、「一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ」ですけれども、年金収入が280万円以上で合計所得金額が160万円以上の利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げるとしており、国の試算では、約2割の方が対象になるとしておりますけれども、本市におきましては、65歳以上の高齢者の約5.3%が該当しますけれども、介護認定を受けていらっしゃる方の中では、約4.4%の方が該当すると思われているところでございます。ただし、高額介護サービス費につきましては、月額上限が定められておりますので、対象者全員の負担が2割になるものではございません。

次のイですけれども、「補足給付の要件に資産等を勘案」ですが、施設利用者の食費や居住費は自己負担が原則となっておりますけれども、市民

税非課税の世帯の利用者につきましては、負担軽減制度がございます。しかし、食費や居住費を負担して、在宅で生活している高齢者との公平性を図る必要があること、また、預貯金等を保有し、負担能力が高いにもかかわらず補足給付が行われている不公平を是正するために、以下のとおり、預貯金等や配偶者所得、非課税年金の勘案を加えることになったものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。先ほど若干触れましたけれども、3、新しい総合事業ですけれども、先ほど地域包括ケアシステムの構築のところで触れましたが、図で説明をしたいと思えます。

上の図をごらんいただきたいと思います。総合事業への移行であります。今回の改正により、現在の地域支援事業は総合事業へ移行することとなり、全ての自治体では平成30年度から本格実施することになっておりますけれども、本市におきましては、平成28年度から移行いたしまして、平成29年度から本格実施したいと考えているところでございます。

下の図をごらんいただきたいと思います。この新しい地域支援事業の全体像でございます。左側が現行、右側が見直し後であります。

この介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護の二つのサービスは地域支援事業に移行し、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業として再編されます。この新しい総合事業では、多様なニーズに対して対象者が要介護状態になることの予防、または自立した日常生活の支援を目的とするもので、住民主体の支援など、多様な担い手による多様なサービスの提供を行う必要があると考えているところでございます。

包括的支援事業につきましては、先ほどサービスの充実で説明をしたとおりでございます。

15ページをごらんください。新しい総合事業の構成であります。14ページの下の方で若干説明いたしましたけれども、こちらでちょっと詳しく説明させていただきたいと思いますけれども。この新しい総合事業の介護予防・生活支援サービス事業については、要介護認定を受けた方と、これまでの二次予防事業の対象者に対して行うもので、一般介護予防事業につきましては、第1号被保険者の全ての方が対象となるものでございます。

介護予防・生活支援サービス事業の訪問型及び

通所型サービスの①訪問介護、通所介護につきましては、必ず市町村において実施しなければなりません、その他のサービスにつきましては、市町村の実情に応じて実施することとされております。

さきの本会議におきましても部長が答弁いたしましたとおり、高齢者の方々が地域で生活をするためには、多様なニーズがあり、多様なサービスを地域で整備する必要があると考えているところでございます。この多様なニーズに応えるためには、介護事業者だけではなく、自治会やNPO法人、民間事業所等が、さまざまな主体がその特性を生かしながら参加、連携していただき、高齢者の身近な地域でサービスが提供できる体制の構築が必要と考え、現在、社会福祉協議会と協議を進めているところでございます。

一般介護予防につきましては、現在、市民健康課で所管しております事業でありますけれども、ただいま説明いたしましたとおり、新たな仕組みづくりを構築する必要があると考えることから、来年度から高齢・介護福祉課で所管することとしているところでございます。

以上が、制度改正の主な内容でございます。

資料の16ページをお開きください。薩摩川内市老人福祉計画・第6期介護保険事業計画について説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番目でございます。本計画につきましては、今後、団塊の世代が75歳以上になる平成37年を見据えて、老人福祉法、介護保険法に基づき一体的に策定するもので、現在策定中の第2次総合計画等との整合性を図りながら指針を示すものであります。計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間でございます。

2の高齢者人口の推移でございますけれども、平成26年度までは実績値で、それ以降は推計値でございます。これまでは、ほぼ横ばい状況でありましたが、今後は右肩上がり推移し、平成37年ごろがピークになると予想されております。

17ページをごらんください。2、第5期の実績でございます。（1）の要介護認定者の推移は、先ほどの高齢者人口の推移と同じように、これまでは、ほぼ横ばい状況でありました。しかし、（2）の標準給付費の推移でございますけれども、年間約2億円ほどずつ伸びてきている状況でございます。

18ページをお開きください。3の（1）、今後の要介護認定高齢者の推移でございます。高齢者人口の推移と同様、今後は右肩上がり推移するものと推計をしております。

19ページをごらんください。（2）、標準給付費の見込みでございます。介護報酬の改定が予想されておりますけれども、現段階での推計を行っているところでございます。施設整備につきましては、待機者もいらっしゃることから、ある程度の整備は必要と考えておりますけれども、保険料をどの程度まで負担していただけるのかなどの総合的に判断し、策定をしてみたいと思っております。

保険料につきましては、基金を充当し、負担増の抑制を検討する必要があると考えております。

また、所得段階の区分につきましては、下の表のとおり、案でございますけれども、多段階化の検討をし、低所得者の負担軽減を図る必要があると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、第6期計画の策定におきましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの五つのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が求められており、現在、20名の委員からなります事業計画推進委員会におきまして、御審議をいただいているところでありまして、現段階で具体的な数字をお示しすることはできませんが、1月にはパブリックコメントを実施し、3月には保険料の改定と介護保険条例の一部改正案を上程いたしまして、御審議いただきたいと考えているところでございます。

以上で、所管事務の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）説明がございましたけれども、これを含めて、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）平成27年度から低所得者の保険料の軽減の拡充ということで、今、説明をいただきましたように、従来の公費負担とは別に公費投入する。そして、負担金が上がるという仕組みについて、もうちょっと説明を具体的にしていいただければと思います。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）低所得者のところでの負担についてですけども、本来なら

消費税増税分を見込んでの基金の充当であったりとかっていう部分が検討されていたんですけど、今現在のところ、先延ばしになりそうな雰囲気でございます。現在、いつごろになるというのがまだ示されていないところでございます。

内容につきましては、低所得者のところが5割負担のところを3割負担にするとか、そのような形で公費を投入して減額するということで考えられていたところでございます。

○委員（福田俊一郎）本来の保険料から負担割合を変更して充当するというのでいいんですね。別途、公費をその保険料外から充てるという意味じゃないですね。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）保険料以外から、消費税増税分について充てるということで、今まで19ページのところの下を表を、所得段階の区分のところを見ていただきますと、基準額の1段階の方は0.5なんですけれども、この基準について、それを0.3にしようとかっていう予定でございましたけれども、今のところ、まだ未定ということでございます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △保護課の審査

○委員長（永山伸一）では、次は、保護課の審査に入ります。

---

#### △議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

説明をお願いします。

○保護課長（小原雅彦）保護課です。よろしくお願いします。

補正予算につきまして説明いたします。予算に関する説明書39ページでございます。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきまして、434万4,000円の増額補正を行うものであります。補正の内訳は、

10月1日付の人事異動に伴い、当課職員が1名増となったため、給料、職員手当及び共済費を増額するものであります。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○保護課長（小原雅彦）第6回補正予算につきましては、議案第167号の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴うものうち、当課分であります。

予算に関する説明書の20ページをお開きください。3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきまして、141万1,000円の増額補正で、給料、職員手当、共済費であります。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（永山伸一）次は、所管事務調査を行います。

補足説明があればお願いします。

○保護課長（小原雅彦）委員会資料の20ページをお開きください。

平成25年に12月に制定、来年4月に施行する生活困窮者自立支援法の実施上の考え方、執行体制等について、報告・説明いたします。これらにつきましては、6月の委員会で同法の概要を御紹介したところですが、その後、国からの要領等が示され、庁内において執行体制等について協議し、現時点での考え方等について御報告す

るものであります。

同法の目的は、増加する生活困窮者の自立を支援し、経済的に困窮する世帯を少なくしていこうとすることを目的とするものです。

2番の背景として、看過できない生活保護者数、非正規労働者、年収200万円以下の給与所得者数の増加、ニート、引きこもりの数などを憂慮しての制度としております。

3、位置づけとしては、背景的に生活困窮に至るリスクが高くなっていることから、第2のセーフティネットを強化していこうとするもので、生活困窮上の課題を整理でき、本人が自立し、生活保護費を少なくしていくことなどが期待されるものであります。

4番、法の主な内容では、生活困窮者について、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる者と定義し、必須事業に2事業、任意事業に4事業を設けております。必須事業は、相談事業の拠点機能としての自立相談支援事業と、職を失い、住居を失う方に一定期間住宅手当を支給する住宅確保給付金の2事業。任意事業には、就労に必要な訓練を行い、自立を支援する就労準備支援事業。ホームレス等に一定期間宿泊場所を提供する一時生活支援事業。家計簿的に生活相談を行う家計相談支援事業。貧困の連鎖防止のための学習支援事業の4事業であります。

それぞれの事業に条件がありますが、実施内容、メニューは地域の実情に合わせ柔軟に対処するよう示されているところです。

実施する事業内容は、現在、当初予算査定中ではありますが、国内数十カ所でモデル事業を実施しております。平成24、25年度でその取り組み等を実施しておりますが、その取り組み等を参考に、現在、私どものほうで計画を検討しているところであります。

5番の執行体制等につきましては、組織見直しにつきまして、資料図のとおり、来年4月に保護課に新たに生活支援相談グループを設置し、同法の中核的組織として進めてまいります。あわせて、市民課市民相談グループを廃止し、市民相談業務を新設する生活支援相談グループに統合し、総合的な市民相談業務としてワンストップ化を図る方向で庁内調整を進めております。市民相談グループの業務のうち、相談業務以外の、人権、交通災害、電話交換等につきましては、市民課のほうに

残る予定として、その方向で調整しているところであります。

(2)、制度執行の考え方ですけれども、資料のとおり、市民からの直接相談や庁内各課、関係機関からの情報によるアウトリーチ、そういったものによりまして、情報によりアウトリーチなどを行い、当事者の生活困窮上の課題を把握、プランを作成し、他方、既存制度の活用や自立支援法に定める事業を活用するなどし、包括的、継続的に支援策に取り組む考えであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑のほうはよろしいですか。

○市民福祉部長（春田修一）先ほど市民課のところで話をすればよかったんでしょうけど。今回、制度改正がなされたということで、今、課長からございましたように、窓口が、例えばここの中で申しますと、多重債務等、生活困窮に関連するような業務が市民相談グループのほうでも総合相談という形で受け付けて、その中で、それぞれの他方の制度で活用できる部分、あるいはそれができなければ生活支援というような形で保護課のほうにまわったりしておりました。

そのようなこと等もございまして、滋賀県の、先ほどの先行しているところでも、市民消費者生活相談、市民相談とくっつけている自治体もございましたし、国のほうでもそのような形を消費者庁と合意は取られているというようなこと等もございまして。本市の場合、窓口の一本化というようなことも踏まえまして、市民課の相談総合グループと今回の生活困窮の部分を統合しているような形でやりたいと。そうすることによって、市民からも窓口が一本化にされて、ここが全体的な調整をすることによって、例えば、母子に関係する部分については子育て支援課につながますし、高齢に必要な分については高齢・介護福祉課のほうに。障害に必要な部分は障害・社会福祉課に。逆にまた、それぞれの課からあった部分で、他方でできない部分については、保護課の生活相談支援グループのほうに来るというような仕組みをつくり上げていきたいということで考えているところでございます。

市民課でやっておりましたいろんな講座とか、きょう、説明をさせていただきましたが、その分

については、そのまま踏襲すると。踏まえた形でやっていきたいというふうを考えているところでございます。

補足でございました。

○委員長（永山伸一）補足説明でありました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

---

△子育て支援課の審査

○委員長（永山伸一）それでは、次は、子育て支援課の審査に入ります。

---

△議案１２９号 財産の無償譲渡について

○委員長（永山伸一）まず、議案１２９号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）子育て支援課です。よろしくお願いいたします。

お手元の議案つづりその２の１２９－１ページをお開きください。議案１２９号財産の無償譲渡についてを御説明いたします。

提案理由については、本会議で部長が説明しましたとおり、本市が無償で譲り受けた市内水引町字五反田４７９５番２の土地を、保育所用地として無償譲渡するものでございます。

議案に添付してあります地籍図をごらんください。本土地につきましては、昭和４１年に地元有志から隣接地の水引町４７９５番１とともに本市に寄附採納を受けた土地でございます。

水引町４７９５番１は、水引保育所用地として、水引町４７９５番２は、旧水引児童クラブ用地として活用してまいりました。しかし、水引児童クラブは平成２４年４月に水引小学校敷地へ新設移転いたしまして、本土地は、現在、活用していない状況でございます。

今回、本年７月に社会福祉法人水引福祉協会から保育所用地として活用することを理由として、無償譲渡の要望がありましたので、今回、議会にお諮りするものでございます。

なお、水引保育所用地４７９５番１は、平成２０年９月議会で、社会福祉法人水引福祉協会へ無償譲渡することについて議決をいただいている

ところでありまして、今回の議案を議決いただけると、昭和４１年に寄附採納を受けた土地は、全て地元へ再譲渡ということになります。

以上で、議案第１２９号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第１５７号 平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第１５７号平成２６年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

○子育て支援課長（知識伸一）議案第１５７号一般会計補正予算、子育て支援課分について、まず歳出から御説明申し上げます。

第５回補正の予算に関する説明書、３７ページをお開きください。３款３項児童福祉費１目児童福祉総務費は、２９７万２、０００円の増額補正で、内容は説明欄をごらんください。事項、児童福祉管理運営費は、子ども・子育て支援会議の開催回数増等による報酬、費用弁償、旅費の増、及び職員給、職員手当等と共済費の調整により増額するものであります。なお、１０月１日付人事異動で、子ども・子育て新制度の対応のために、職員１名が増となっております。

次の３目児童館費は１４０万８、０００円の増額補正でございます。県の補助基準額改正等に伴いまして、放課後児童健全育成事業費補助金を増額するものでございます。

次の４目保育園費は５３１万５、０００円の増額

補正でございます。委託料につきましては、里へき地保育所の指定管理料の増額で、これにつきましては、新たに二人の児童の入所希望が出ておりまして、現在の人員では保育基準を満たさなくなるために、新たに保育補助員を雇用するため、必要な経費を増額してございます。また、国庫支出金等精算返納金につきましては、平成25年度保育所事業費確定によるものでございます。

5目母子福祉費につきましては、112万6,000円の増額補正でございます。委託料につきましては、児童扶養手当と公的年金との併給調整の見直しにより、児童扶養手当よりも低額の公的年金給付等を受給する場合の差額を支給できることになりました。この関係で、システムを改修する必要が生じたもので、増額補正にするものでございます。また、国庫支出金等精算返納金につきましては、平成25年度児童福祉法による児童入所施設措置費等確定によるものでございます。

以上、歳出でございます。

引き続き、歳入につきましては、予算書戻っていただきまして、19ページをお開きください。

子育て支援課分は、16款2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業補助金は、今回の歳出予算補正に対応する歳入科目について調整を行うものでございます。

以上で、議案第157号一般会計補正予算中、子育て支援課分について、説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（永山伸一）**では、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）**質疑はないと認めます。

以上で、議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）**討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）**御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

---

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（永山伸一）**次に、審査を一時中止しておりました議案第169号一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明をお願いします。

**○子育て支援課長（知識伸一）**議案第169号の一般会計補正予算、子育て支援課分を御説明いたします。

第6回補正の予算に関する説明書、19ページをお開きください。3款3項児童福祉費1目児童福祉総務費は107万4,000円の増額補正で、議案第167号の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴うものでございます。

説明欄をごらんください。児童福祉管理運営費の給料、手当等、共済費と子育て世帯臨時特例給付金事業費の職員手当に関する補正でございます。

以上で、議案第169号一般会計補正予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（永山伸一）**これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）**質疑はないと認めます。

以上で、議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）**討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）**御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

**○委員長（永山伸一）**次は、所管事務調査を行います。

当局から説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長（知識伸一） それでは、委員会資料の22ページをお開きください。

子ども・子育て支援新制度について、御説明いたします。

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立いたしました。これらの法律に基づき、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が全国的にスタートする予定でございます。新制度は、幼児期の教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した制度でございます。また、新制度では、子どもや子育て家庭の状況に応じたさまざまな支援を市町村が中心となつて行う予定です。

子育てをめぐる現状といたしましては、急速な少子化社会の進行、核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などによる子育て世帯の孤立感と負担感の増加、都市部を中心に、保育所に入れない深刻な待機児童問題等がございます。

新制度の内容といたしましては、保育の量的拡大・確保がございます。幼稚園等での幼児教育と保育が必要な子どもへの保育を社会全体で推進する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等の施設等を利用した場合に、共通の仕組みで給付を行うこととなりました。

二つ目といたしまして、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供として、認定こども園の普及促進がございます。幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持つ認定こども園の普及を図り、子どもが幼児期の教育と保育を一体的に受けられる環境が整えられました。

三つ目といたしまして、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実がございます。在宅で子育てをされている方も含め、全ての子育て家庭を支援するため、親子が交流できる居場所をふやすなど、地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を充実させることでございます。

次のページをお開きください。子ども・子育て支援給付と、地域子ども・子育て支援事業を体系づけた表になります。

支援給付といたしましては、施設型給付、地域型保育給付及び児童手当となります。地域子ども・子育て支援事業といたしましては、利用者支援事業を初め13の事業が定められております。

なお、子ども・子育て支援新制度の財源は、消

費税を10%に引き上げることを前提として制度設計されております。今回、消費税の10%引き上げが先送りとなりまして、子育て支援課といたしましても、新制度に向けて準備を進めているところであり、市内の幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等も同様に準備を進めておるところでございます。

子育て支援課といたしましても、財源が依然として不透明でありますので、今後も情報収集に努めていきたいと考えておるところでございます。

中ほどの表をごらんください。薩摩川内市にのつての子ども・子育て支援新制度のうち、施設の変更に関するものでございます。まず、現在の認定こども園2園は、新制度の認定こども園へ移行します。米印の①にありますとおり、幼稚園、保育園の区分がなくなり、認定こども園という単一の施設になります。

認可保育所27園につきましては、新制度の認可保育所か認定こども園へ移行するかどうかになりますが、選択方法は各施設で決定されることとなります。

次に、私立幼稚園につきましては、新制度の認定こども園か、施設型給付を受ける私立幼稚園、もしくは従来型の私学助成を受ける私立幼稚園に残ることも可能となっておりますが、選択は各幼稚園で決定されることになります。

認可外施設につきましては、小規模保育事業所、家庭的保育事業所等の地域給付型給付事業所を選択されるか、従来の認可外保育事業を選択されるかになりますが、地域型給付事業者になるには、市で定めました施設基準等をクリアする必要があります。

最後に、子ども・子育て新制度に係る利用者負担金、保育料案の設定についてでございます。次のページをごらんください。利用者負担金設定の背景といたしまして、施設型給付を受ける私立幼稚園については、保護者の所得階層に応じた園児ごとの保育料を市が定めることになりました。保育所につきましては、従来どおり、市が保護者の所得階層に応じ、保育料を決定いたしますが、所得区分で、従来は所得税の所得割課税額でしたが、来年度からは、市民税の所得割課税額へ変更となります。

新制度において、市が定める保育料案については表のとおりでございますが、一つ目といたしま

して、私立幼稚園保育料案については、国の基準より引き下げてございます。①といたしまして、現状の私立幼稚園の保育料の状況等を勘案しまして、国基準から引き下げました。国基準は、大都市の保育料も含めたものであり、本市の実情を勘案し、設定してございます。②といたしまして、保育園の保育料とのバランスをとってございます。これは、米印の②、③にありますとおり、私立幼稚園保育料に給食費は含めませんが、保育園の保育料には給食費が含まれることに起因をしております。

二つ目といたしまして、保育園保育料については、現行の保育料を基準といたしました。現行の保育料を基準といたしましたが、網かけ部分については、急激な保育料の上昇を抑えるため、二つに分けてございます。二つに分けない場合、1階層上がりますことで、月にいたしまして1万2,200円上昇いたしまして、年間で14万6,000円ほど上昇することになるものですから、緩やかに上げるように2段階で調整してございます。

今回の新制度における保育料案につきましては、国基準から引き下げを行うものでありまして、引き下げ等に係る財源につきましては、市の持ち出しになります。

最後に、公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園、保育所を含めまして、今後の本市の未就学児の受け皿について、今後、総合的に検討する必要があると考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（永山伸一）** 当局の説明がありましたけれども、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（福田俊一郎）** 認定こども園、あるいは保育園、私立幼稚園の新制度に移った中での給付はそれぞれどういった形で選択をされましたでしょうか。例えば、幼稚園が施設型給付に全園いったのか、あるいは、私学助成のまましてるのか、その辺の御答弁を。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 今、市内に6カ所ほど私立の幼稚園があるんですけど、そのうちの3カ所が新しい制度に移られて。今のところなんですけど。あとの3カ所は、従来どおりを今希望されておまして。変わるのはいつでも申請が

できるものですから、とりあえず今の状況ではそういう形で申し込みを受け付けておられると聞いております。

以上でございます。

**○委員（福田俊一郎）** 保育園は従来どおり、施設型給付には移行せずに従来どおりのままで。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 保育所につきましては、必然的に新しい制度に移るという形で。実際とすれば、そんなに日ごろと変わらないんですけど、新しい制度に移るということになります。

それと、1園が認定こども園を希望されておまして。27あるんですけど、1園が認定こども園、幼稚園と保育園をあわせ持ったもの。それ以外は従来の保育園型ということになっております。

以上でございます。

**○委員（福田俊一郎）** 園児の募集等について、今回新しい制度に移る中で、混乱とか、わかりにくいとかいうことはなかったですか。

**○主幹兼保育グループ長（平 利朗）** 当初、新制度に移る場合には、多少複雑な制度で心配しましたがけれども、窓口、電話、それとホームページ等で、なるべく市民全体の方に広報した関係で、特に今現在、今月、保育園の受け付けをしておりますけれども、窓口等でわからない場合は丁寧に説明した上で受け付けをしておまして、特に苦情的なものは受け付けておりません。

以上です。

**○委員（森満 晃）** 済みません。教えてください。

この新しい保育料は、所得税から市民税に移行するわけなんですけど、市民税にした場合に一般的に保育料というのはどうなるんですか。上がるのか、下がるのか。その割合というのは、全体的には。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 従来の所得税とほぼ一緒になるような形で、国が制度設計をしております。

**○委員長（永山伸一）** よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

当局の皆さん、本当に御苦労さまでした。ありがとうございました。

意見書の関係がありますので、もうしばらくお願いします。

---

△手話言語法制定を求める意見書の提出について

○委員長（永山伸一）次に、先ほど請願第12号を採択すべきものと決定しましたので、ここでお話しします。

手話言語法制定を求める意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加してこれを議題にします。

お手元に、今、配付があったと思います。意見書案は請願書の内容と同様のものとなっておりますので、書記にちょっと意見書案を朗読させます。

（朗読内容は省略、巻末に意見書案を添付）

○委員長（永山伸一）ありがとうございます。

それでは、この意見書案について御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御意見はありませんので、文言等の軽微な変更については、正副委員長に御一任いただくこととして、委員会として本意見書案を本会議に提出したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ありませんので、本意見書案を提出いたします。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（永山伸一）以上で、日程の全てを終わりました。

委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

---

△閉会中の継続調査

○委員長（永山伸一）ここで、閉会中の継続調査についてお話しします。今、ちょっと配付しておりますが、しばらくお待ちください。

では、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、また、閉会中に現

地視察など委員派遣を行う場合は、その手続きを正副委員長に御一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

---

△閉 会

○委員長（永山伸一）以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでございました。ありがとうございます。



## 【卷末資料】

請願・陳情文書表

意見書案

閉会中の継続調査について



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                        |       |              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 陳情第 8 号                                                | 受理年月日 | 平成26年 9 月26日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 「寄田、久見崎海岸におけるウミガメの上陸、産卵、ふ化数の減少と川内原発の安全対策工事の因果関係」に関する陳情 |       |              |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 薩摩川内市城上町7758番地<br>森永 明子 外1名                            |       |              |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                        |       |              |
| <p>今年のウミガメの産卵のシーズンが終わったが、寄田、久見崎海岸では両海岸ともに3頭の産卵と減少した。寄田海岸では、毎年約20頭が産卵をしていたし、久見崎海岸でも、2010年には25頭の産卵の記録がある。</p> <p>鹿児島県は、ウミガメの上陸産卵頭数が日本で一番多く、砂浜の減少などで、世界的に絶滅の危機にあると言われているウミガメを保護するために、1988（昭和63）年に「鹿児島県ウミガメ保護条例」を制定し、県民が「一体となって、その保護を図り、もって将来の県民にこれを共有の資産として継承すること」が明記されている。</p> <p>また、薩摩川内市では、安心してウミガメが産卵できる海岸を守るために保護監視員によるパトロールが実施されている。</p> <p>しかし、両海岸に行くと、川内原子力発電所の安全対策工事が行われていて、工事に伴う重機の音や放送などが聞こえてくるのが気になる。人間には感じられないが、それに伴う振動などもあるのではないかと思う。また、木を切り、山を削ったり、土を盛ったりすることで、大量の赤土が海に流れ込んでいるのか、砂浜に黄色い泥や泡のような汚れが広がっていることもある。このことが、今年のウミガメの産卵の減少に影響しているのではないかと懸念している。</p> <p>久見崎海岸では、木の伐採により、原発建屋や高く盛った敷地までが見えるようになった。寄田海岸からも新しく建てた建物の明かりが、夜になっても見え続けている。</p> <p>ウミガメは夜に産卵、ふ化をする。3号機増設のときの環境アセスメントには、ウミガメに配慮した項目があったが、今回の安全対策では全く配慮をされていない。ふ化をしたウミガメの赤ちゃんは光に向かって進む習性があるので、海岸からは光が見えないようにするなどの配慮があったはずである。</p> <p>また、ウミガメの産卵には、年間を通じて海岸の清掃を行い、流木や大陸からの漂流物を片付けることが必要不可欠であるが、現在の薩摩川内市のウミガメ保護監視員の仕事は5月から10月までに限定されており、それ以外の期間は、九州電力の敷地となった松林の立入りが制限されるなど、これからますますウミガメの保護が難しくなっていくことが予想される。</p> <p>このままこのような環境対策無視の工事が続けば、来年には寄田、久見崎両海岸には、ウミガメの上陸、産卵はなくなるのではないかと危機感を感じている。</p> <p>ついては、きちんとした調査を行い、対策をとっていただくよう下記事項について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 寄田、久見崎海岸におけるウミガメの上陸、産卵、ふ化数の激減と川内原発の安全対策工事の因果関係について、市で調査を行うよう市議会から働きかけていただきたい。</li> <li>2 因果関係が分かるまで、川内原発の安全対策工事を中止するよう事業者に求めていただきたい。</li> <li>3 ウミガメ保護監視員の仕事を、年間を通じて行えるよう改善していただきたい。</li> <li>4 これからも寄田、久見崎海岸でウミガメが上陸、産卵できるよう、環境を守っていただきたい。</li> </ol> |                                                        |       |              |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                   |       |                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------|----------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 請願第 1 2 号                                         | 受理年月日 | 平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書                          |       |                      |
| 請 願 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 薩摩川内市宮内町 2 3 5 0 番地<br>川薩地区ろうあ聴覚障害者協会<br>会長 福元 幸一 |       |                      |
| 紹 介 議 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 佃 昌樹                                              |       |                      |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                   |       |                      |
| <p>手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。</p> <p>しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。</p> <p>2 0 0 6（平成 1 8）年 1 2 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。</p> <p>障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2 0 1 1（平成 2 3）年 8 月に公布された改正障害者基本法では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。</p> <p>また、同法第 2 2 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。</p> <p>よって、下記の事項について、政府と国会へ意見書を提出されるよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。</p> |                                                   |       |                      |

発議第 号

手話言語法の制定を求める意見書の  
提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、手話言語法の制定を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
市民福祉委員会  
委員長 永 山 伸 一

提 案 理 由

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備が必要である。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、手話言語法の制定を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

---

手話言語法の制定を求める意見書  
(案)

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて政府は国内法の

整備を進め、平成23年8月に公布された改正障害者基本法では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国及び地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、国においては、下記事項を講じるよう強く求めます。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

閉会中の継続調査について

市 民 福 祉 委 員 会

(調査事項)

- 1 戸籍及び住民記録等に係る諸証明について
- 2 健康増進について
- 3 地域医療について
- 4 環境保全について
- 5 廃棄物対策について
- 6 産業廃棄物管理型最終処分場について
- 7 社会福祉事業について
- 8 障害者支援について
- 9 高齢者支援について
- 10 子育て支援について
- 11 国民健康保険について
- 12 介護保険について

(調査期限)

調査終了まで

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 永山伸一